

95年6月2日講義分②

・ポツダム宣言受託までの20日間のブランクの理由

- ①ソ連の仲介を期待
- ②軍部の強硬な反対
- ③国体護持

ポツダム宣言→日本、民主化への義務を負う: 明治憲法処理の問題
※改正する必要がないとする立場を政府はとる＝国体護持

マッカーサー・憲法改正を示唆→憲法問題調査会(松本委員会)発足

1946. 2. 1 毎日新聞松本案(明治憲法と中身は変わらない)をスクープ
国民からの批判
GHQショックを受ける→政府に憲法制定の意思能力なしと判断する

2. 4 GHQ案作成開始←押し付け憲法論
GHQ 国民の世論・憲法草案の研究をしていた→GHQ案に取り入れられている

「われわれと日本政府との間にギャップがある。が日本の憲法思想との間にギャップはない」(GHQ)

2. 13 GHQ草案提出
- ①国民に問うことを指示
 - ②天皇の地位を保障しないことを表明

* GHQは天皇制の維持を図る
cf. 極東委員会: 天皇制反対 オーストラリア・オランダ: 天皇を死刑に
GHQはこれらの動向をふまえる

2. 26頃 GHQ案の受け入れ決定

3. 6 憲法改正要綱発表→国会審議(普通選挙に基づくもの)→制定←国民の8, 9割が賛成

押し付け憲法か? →×

- ①GHQ介入の責任は日本政府にあること
- ②GHQ草案の中身は民間草案を取り入れていた
- ③制定手続が閉鎖的ではないこと